

「ひきこもり自立支援ビジネス」問題について

一 問題の所在

「ひきこもり自立支援ビジネス」の問題点は何か。例えば、以下のような問題が考えられるか。

- ① ひきこもりの当事者が無理矢理連れ出され、施設に監禁される
- ② 施設において暴力等の人権侵害行為を受ける
- ③ 支援の内容が不適切、あるいは何も支援が行われない
- ④ 不当に高額な料金を取った上に、契約内容どおりの支援を行わず、契約の解除を求めて返金しない

二 考えられる対処方法

「ひきこもり自立支援ビジネス」で問題となっている行為への対処（1）と、「ひきこもり自立支援ビジネス」を行う主体の適正化を図る対処（2、3）が考えられる。

1 現行法による対処

- 一の①、②については犯罪（①は逮捕監禁罪、②は暴行罪、傷害罪等）に該当する可能性が高いため、こうした犯罪として立件することが考えられる。
- 一の③、④については、業者との間の契約の問題であるため、民法や消費者契約法などによる対処が考えられる。

2 規制立法

「ひきこもり自立支援ビジネス」を規制する法律を制定する。新たに「業法」を制定する方法や、社会福祉法上の社会福祉事業として位置付ける方法（長期入所であれば第一種社会福祉事業か）などが考えられるか。

※ 適切な規制を行うためには、まず「ひきこもり自立支援ビジネス」の実態をよく把握した上で、関係団体との調整を経て制度設計を行うことが必要になると考えられる。

3 ひきこもりを支援する法律の制定

ひきこもりを支援する法律を制定し、ひきこもりの支援に関する施策を充実させることで、悪質な「ひきこもり自立支援ビジネス」に頼らずとも支援を受けられる環境を整備する。具体的な施策としては、優良事業者の認定などが考えられるか。